

Q すくも 市議会だより

第64号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第二回定例会は、平成二十四年六月十一日に開会し、十七日間の会期で六月二十七日に閉会しました。

市長から提出された議案は、

「専決処分」一件、「人事案件」一件、「平成二十四年度一般会計補正予算」など予算議案五件、「宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例」の条例議案一件、「和解及び損害賠償の額の決定」などその他の議案三件の合計十一議案で、審議の結果いずれも原案どおり可決されました。

市政に対する一般質問は、十八日から二十日の三日間に七人の議員が、また、二十日には議案に対する質疑が行われました。

皆さんから提出された陳情は「家族従業員の人権保障のため所得税法五十六条の廃止を求める意見書の提出について」など五件が審議され三件が不採択、二件が閉会中の継続審査となりました。

なお、議会開会日には宿毛市立小中学校再編調査特別委員会から中間報告がありました。(二六〜二七ページに全文

議案の主な内容は、
次のとおりです。

補正予算

◎一般会計(議案第三号)

今回の補正予算は、総額で八、三五二万六千円が増額補正され、累計で一〇九億九、九六〇万四千円となりました。

(歳出の主なもの)

- 宿毛市みんなで備える防災対策補助金 ……………二二七万円
- 津波避難計画作成業務委託料 ……………一、〇五〇万円
- 避難路整備工事費 ……………三、〇〇一万円
- 土居の後線道路施設整備工事費 ……………五、二五三万四千円

○中央線道路施設工事費 ……………△三、九九八万円

六月定例会日程

6月11日(月)	6月12日(火)	6月13日(水)	6月14日(木)	6月15日(金)	6月16日(土)	6月17日(日)	6月18日(月)	6月19日(火)	6月20日(水)	6月21日(木)	6月22日(金)	6月23日(土)	6月24日(日)	6月25日(月)	6月26日(火)	6月27日(水)
本会議	休会	休会	休会	休会	休会	休会	本会議	本会議	本会議	休会	休会	休会	休会	休会	休会	本会議
開会、議案上程 提案理由の説明	議案等精査	議案等精査	議案等精査	議案等精査			一般質問	一般質問	一般質問、議案質疑	委員会審査	委員会審査	委員会審査				委員長報告、質疑 討論、表決、閉会



条例

◎宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について

住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止によって、これまで外国人登録原票に登録されていた外国人住民についても、住民基本台帳に記載されることになるので、印鑑の登録に関して所要の整備を行うことなど本条例の一部を改正しようとするものです。

その他

◎あらたに生じた土地の確認について

宿毛市沖の島町弘瀬字弘瀬三三二番地先の公有水面を埋め立てたことにより、本市の区域内にあらたな土地が生じたので、その土地の確認について地方自治法第九条の五第一項の規定により議会の議決を求めるものです。



(定例会)

提出された議案等

議案番号	件名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	承認
第2号	平成二十四年度宿毛市一般会計補正予算について	同意
第3号	平成二十四年度宿毛市各特別会計（国民健康保険事業、特別養護老人ホーム、介護保険事業）及び水道事業会計補正予算について	原案可決
第4号	平成二十四年度宿毛市各特別会計（国民健康保険事業、特別養護老人ホーム、介護保険事業）及び水道事業会計補正予算について	原案可決
第7号	宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決
第8号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第9号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決
第10号	あらたに生じた土地の字の区域の確定について	原案可決
第11号	あらたに生じた土地の字の区域の確定について	原案可決

▼人事案件▲

平成二十四年第二回臨時会及び第二回定例会において、次の人事議案を全会一致をもって、同意しました。

○固定資産評価審査委員会委員の選任

佐田 忠 孝 氏（新任）

○固定資産評価員の選任

佐藤 恵 介 氏（新任）

○人権擁護委員候補者の推薦

橋本 育子 氏（新任）

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

▼請願・陳情▲

番号	件名	議決結果
第9号	伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書の提出について	継続審査
第10号	消費増税に反対する意見書の提出について	継続審査
第11号	家族従業者の人権保障のため所得税法56条の廃止を求める意見書の提出について	不採択
第12号	南海大震災に備えて、防災・減災・復興に女性の視点を入れることを求める陳情について	不採択
第13号	女性の政治参加をばむ衆議院比例定数の削減に反対する意見書の提出について	不採択

■第二回臨時会の概要■

第二回臨時会が五月十日に開催され、専決議案七件、人事議案二件、契約議案一件の十議案が審議されました。

人事議案は、本市の固定資産評価審査委員会委員に佐田忠孝氏を、また、固定資産評価員に佐藤恵介氏を選任しようとするものであり、審議の結果、全会一致で同意することに決しました。

契約議案は、宿毛市和田に建設する幡多西部消防組合宿毛消防庁舎と宿毛市防災センター（仮称）の本体工事等に係る平成二十四年度の総事業費六億八、三二二万二千元について、幡多西部消防組合の負担額を三億四、八四三万八千元、宿毛市の負担額を三億三、四七七万四千元とすること等を取り決めた契約書を締結することについて、議会の議決を求めるものであり、審議の結果、全会一致で可決することに決しました。

一 般 質 問

六月定例会の一般質問は、十八日から二十日までの三日間に七人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



松浦 英夫 議員

「あつたかふれあいセンター」について

問 今年度から「あつたかふれあいセンター」事業の運営費用は、県と実施自治体で折半することになったが、このような財政支援体制のもとでも、これからもこの事業を推進していく考えか。

センターの機能は、国として、全国で展開していくだけの大変価値があると思う。このような財政支援体制では、財政基盤の弱い市町村では、今後の事業展開に大きな影響が出る。そこで関係する市町村と、連携をして国に対して、全額

国庫補助が受けられるよう、要望すべきでないか問う。

答 このセンターは、有効な事業であるので、事業内容を検証しながら、引き続き推進したい。国との協議についても県や関係自治体と連携して要望を行い財源確保に努める。



防災対策について

問 四月一日の高知新聞紙上で、衝撃の予想津波高についての報道がなされた。宿毛市では津波の高さは、これまでの想定をはるかに超える、最高で約二メートルと予想されている。

宿毛市としても、市民の命と財産を守ることを最重要課題として、避難道や、避難場所の整備、公共施設や福祉施設等の高台への移転計画を含めて、早急に防災計画の見直しを図り、万全の施策を講じなければならぬ。今後の取り組みについて問う。

答 現在も、避難道や避難場所の整備は行っているが、今後、防災計画の大幅な見直しを行い、避難タワーの設置や公共施設の高台移転を検討していきたい。

伊方原発の再稼働問題について

問 伊方原発は、日本最大の活断層である中央構造線の上であり、いつ地震が発生しても

おかしくない。巨大地震が起これば甚大な事故に見舞われる可能性は極めて高い。

しかも宿毛市は、伊方原発の南東約五〇キロに位置しており、原発事故が起これば、数時間で放射能による汚染被害をもろに受け、漁業や農業等は、壊滅的な被害を受ける。また、乳幼児、子どもたち、妊婦への健康被害が特に懸念される。

伊方原発のおかれた地理的条件や立地条件を考えれば、直ちに廃炉にすべきではないか、どのような条件なら再稼働を容認しようとするのか問う。

答 原発には明確に反対であり、伊方原発は廃炉にすべきとの考えであるが、原発に代わる電源の確保が出来ていない状況の中で、直ちに廃止は大きな混乱を招く。再稼働容認については、国の安全対策の見解や近隣市町村の意向、特に地震対策への対応、非常用電源の確保、放射能汚染に対する危機管理体制の確保などが必要と考える。





山上 庄一 議員

空き家対策について

問 老朽化した空き家は、近所が不安を覚える状況にあり、早急な対応が必要ではないか。また健全な空き家の有効活用について問う。

答 宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例によって、土地、または建物の清潔を保つように努めなければならぬと定めており、草が茂ったり、ゴミが捨てられているなどの場合、所有者または管理者に対し、清掃等のお願い、指導を行っている。

あくまでも個人の財産であり、課題も多いが、新たな条例制定も含め、より厳しい対応の検討が必要と考えている。健全な空き家については、広報や地区長等を通じ、情報収集し、移住希望者等に積極的に紹介したいと考えている。

宿毛市への移住希望者に対して、本年度からU・Iターン希望者住宅改修事業費補助金制度を創設し、住宅改修に対し、最高五〇万円、補助率三分の二を補助する。

産業祭について

問 産業祭の目的と実施方法について問う。

また、地元の潜在能力の掘り起こしの機会とすべきであり、商品開発、販売戦略等、マネジメントできる専門家の参加が必要ではないか。

答 産業祭全体の目的としては新しい価値を創造するとし、現在、庁内プロジェクトチーム（以下PT）で検討中であり、最終的には、民間も含めた実行委員会で実施したいと考えているが、開催時期や内容についてはまだ決まっていない。

潜在的資源の掘り起こしについては、昔の料理や、コンペ形式による商品開発などのほか、販路拡大へのマーケティング戦略の必要性、地場産品の高付加価値化についてもPTで検討していく。

産業祭の成功に向けて、専門家やアドバイザーからの指導、助言も受けることも検討して、進めて行きたいと考えている。



人口増加策について

問 人口増加策の一環として、婚活支援を積極的に進めるべきではないか。

答 人口増加策の一つとして、

男女の出会いの場を作っていくということ、大変重要と考えている。

これまでも農業委員会や青年会議所、商工会議所などで男女の交流イベントを開催してきたところであり、広報などPR活動等の支援を行ってきた。

今年、九月二十二日（土）に、青年会議所は、「すくコン」と銘打って男女一〇〇人規模で街コンを実施する。

人口増に向けた対策として、出会いの場の創設に取り組むことは重要で、今後も、青年会議所等と連携を図りながら、婚活イベントについて、積極的に支援したいと考えている。



浅木 敏 議員

原発事故の放射能被害から市民を守る対策について

問 事故が起これば宿毛市民にも被害が及ぶ伊方原発の再稼働に沖本市長はなぜ賛成か。危険なプルサーマル運転をしている三号機の再稼働になぜ賛成か。東日本大震災で発生したガレキは放射能汚染のおそれがある。受け入れないことをはっきり表明すべきではないか。

私は明確に原子力発電には反対であり、いずれは伊方原発も廃炉にすべきと思う。しかし現在の電力需要の状況等にかんがみ、三号機に限り再稼働すべきと思っているが、プルサーマル発電はすべきではないと考えている。震災ガレキについては現時点では受け入れの検討はしていない。

生活保護行政について

問 週刊誌が芸能人の母親の生活保護を不正受給のごとく書き立て、政府も生活保護制度を改悪しようとしている。宿毛市行政は、保護が必要な人の生活保護申請権を守っているか。広報等で生活保護制度の周知をするとともに、現在の生活保護基準の維持と向上を求め。

答 平成二十三年度の宿毛市

の生活保護の相談件数は、延べ一六四件で、そのうち申請件数は六九件、保護開始件数は六四件であった。今後とも申請者の申請権を尊重する。折に触れて生活保護の制度を広報等でも周知していく方向は必要と思う。生活保護基準の維持向上については、国に現在の保護基準を堅持するよう要請する。

宿毛湾の環境保全 対策について

問 近年宿毛湾で貝毒や赤潮が発生し、イメーჯダウンとなっているが、この原因究明と根本的対策を聞く。また、洪水時に河川から流入する大量のゴミを除去する漁業者に、船の燃料代等の支援をすべきではないか。

答 貝毒は赤潮の原因プランクトンの一種を二枚貝が食べ貝毒を発生。貝毒の二枚貝を人が食べると、最悪の場合、呼吸麻痺などで死亡する。貝毒も赤潮も原因が特定できず防止策も難しい。湾内の流出ゴミを回収する漁業者への油代等の負担支援は今後、漁協と具体的に協議したい。

学校給食の安全性 確保について

問 学校給食に放射能汚染された食材が混入しないよう、放射能検査機器を購入して、食材検査をすべきではないか。また、放射能汚染のおそれがない宿毛産の食材の活用をさらに拡大すべきではないか。

答 県が毎月流通食品の放射能検査をしている情報を収集して給食食材を選定している。特に安心できる地場産品の活用に積極的に取り組む。また、給食用の放射能測定器の導入は、有効性や必要性等を含め検討する。



森林経営計画 について



山戸 寛 議員

問 森林法の改正によって森林経営計画に組入れられていない森林は間伐などの補助対象とならなくなる。山林所有者への周知徹底と合意形成のための支援について問う。

答 市として経営計画の作成に加わっていく。森林所有者に対する啓発については、広報等や計画作成時の斡旋による周知を図っていく。

森林事業者への 機械化支援について

問 改正森林法では生産コストの削減と作業の効率化が主体となっている。市として森林事業者の機械化への補助を行う気はないか。

答 林業については支援施策が少ない。厳しい林業情勢を踏まえ、今後積極的に検討したい。

森林管理環境保全 支払制度について

問 間伐に対する補助制度が変わってくる。これによって却って森林の荒廃が進みはしないか。

答 この制度は森林経営計画に基づく補助制度である。その認定時に確認するので、そのような事柄はおきないと考える。

森林の地籍調査 について

問 森林の地籍調査が一向に進んでいない。森林組合など関連組織の協力を得ながら積極的に取り組んでいくべきだ。

答 本事業は、宿毛市の重要な事業として、これまで以上にスピードアップを図るよう検討する。

植林の補助について

問 植林の国・県補助の90%に加えて、独自の上乗せを行って100%補助とする町がある。宿毛市はどうか。

答 林業の活性化の観点から、市の財政状況を踏まえる中で、積極的に推進する。



市職員の 人材育成 について

問 市役所の職員には林業や

農業のことをわかっている人材がない、相談のしようがないとよく聞かされる。実務型の人材の育成が不可欠だと思っただけ。

答 知識を蓄積し活用できる体制を整えようとすると、専門知識を有する県や関係諸機関のOBの方を臨時的に雇用するなど林業のみならず当市の産業振興の活性化を図りたい。



野々下 昌文 議員

防災会議への女性委員登用と新たな津波対策について

問 三月議会で市の防災会議委員に女性防災委員の登用を提案したが、現在九人の防災会議の委員の中に女性委員は一人と聞く。多角的に女性の視点を反映するためには少なすぎる。年齢層も考慮して複数人必要ではないか問う。

答 今後、医療関係者や子育て中の母親の視点などいろいろな方面で、女性の声が生かされる組織としていくためにも、条例改正も含め積極的に女性の委員を増やしていくように検討していく。

問 国は、防災基本計画の中で、避難完了目安を、原則徒歩で五分と打ち出している。市内の高砂地域から駅前町地域にかけて発災時には液状化により五分以内の避難完了は困難と考える。この地域に、津波避難タワー等の計画はあるのか問う。

答 津波避難タワーの設置も含めて検討していく。現在は福祉センターに外階段をつけ屋上を避難施設にできないか検討している。県土木宿毛事務所や近隣のホテルやマンションも避難ビルとして活用できるような鋭意取り組んでいく。

学校施設の非構造部材の耐震化について

問 学校施設は、児童生徒などが一日の大半を過ごす活動の場である。柱や梁と言った構造部材の耐震だけでなく、

天井や照明器具、窓ガラス、体育館のバスケットゴールなど非構造部材への点検調査も必要と考えるが問う。

答 非構造部材の耐震化の必要性については十分認識しているが、倒壊防止の耐震化と非構造部材の耐震化を合わせて行うことは、財政上厳しい点がある。必要に応じて、できるだけ早く耐震化を進めて行きたい。



介護ボランティア制度の導入について

問 介護保険制度の開始以降、介護給付費が、年々伸び続けており介護給付費抑制への予防重視の政策が、全国各地で取り組まれ介護ボランティア制度が着実に広がってきている。本市においても介護ボランティア制度を導入すべきではないか問う。

答 東京都稲城市の介護ボランティア制度を参考に、元気応援ボランティアポイント制度に取り組むことになっている。あったかふれあいセンター内でのボランティア活動や、地域におけるごみ出しや、安否確認の声かけなど、生活支援ボランティアをすること、ポイントが付与され、年間五〇ポイント、金額にして五〇〇〇円を上限として換金されるものとなっている。この制度は介護保険に特化せず、生活支援が必要な幅広い会員の方々に対応できるものとなっている。



住宅手当緊急特別措置事業について



岡崎 利久 議員

問 住宅手当緊急特別措置事業について、本市における活用状況について問う。

答 住宅手当緊急特別措置事業については、離職により、就業能力や就業意欲があるにもかかわらず、住宅を喪失した方や、喪失のおそれのある方に対して、住宅手当を支給することにより、住宅の確保と就業支援を目的として、実施している事業となっている。

問 国が第二のセーフティーネットとして位置づけ、失業等をした方が、直ちに生活保護に至ることなく、いち早く再就職に結びつけられるよう支援していく制度となっている。

事業については、平成二十一年度から国の一〇〇%補助により実施しており、本市においても、同年度より宿毛市住宅手

当緊急特別措置事業に係る実施要綱を制定し、離職者の支援に向けて、取り組んでいるところである。

手当の額については、厚生労働大臣が定める生活保護基準の住宅扶助の特別基準額に準拠した額となっており、単身者では月額二万六、〇〇〇円、複数世帯では三万四、〇〇〇円を上限として、原則六カ月間支給する。

世帯数については、平成二十一年度には三件、平成二十二年度には七件、平成二十三年度には六件の支給を決定している。

問 この住宅手当緊急特別措置事業を幅広く知っていたため、何か周知徹底する方法があれば問う。

答 担当課が福祉事務所となっているところから、生活相談に来庁された方に対して、職員が直接説明したり、市の社会福祉協議会が、四万十市のハローワークにおいても、相談者への説明や、パンフレットを配布するなどして、制度の周知に努めている。



寺田 公一 議員

副市長・教育長の給与と給与について

問 副市長・教育長の給与について、今後どうするのか、市長の見解を聞く。

答 議会において、私の給与が提案と異なる形で決定されており、このような形では当初考えていたより、副市長と教育長の給与が大きく減少することから、給与の減額については、今はまったく考えていない。

指定ごみ袋の取り扱い手数料について

問 指定ごみ袋の取り扱いについて、販売店が取り扱うには、地区長の承諾が必要だったり、一部の地域では、地区に対して手数料の一部を支払うところもあるようだ。

不平等、不公平になっていくと思うが、早急に改善すべきではないか。

答 指定ごみ袋等の販売は、市民サービス向上を目指して、販売窓口を多く設けるため、地区長や市内店舗等と業務契約をし、販売依頼をしている。幡多広域管内でも、基本的には宿毛市と同様の取り扱いをしているが、地区等の承諾を必要としているところはない。今後の指定ごみ袋等の販売のあり方については、見直しを地区長連合会等とも協議をし、早急に検討していく。



庁内の組織の充実について

問 市長は、産業振興課の充実を選挙公約で掲げているが、これまでにどのような取り組みをしてきたのか。

また、スペシャリストの養成が急務ではないか。

答 行革大綱集中改革プランに基づく退職者不補充によって、平成十七年から現在までに職員数が五一名減少しているが、業務は新規事業や制度の見直し等により、複雑化、多様化しており、職員一人ひとりの仕事量は増加している。日々の業務改善や改善意識を持つ中で、効率的な仕事を進めることが、職場環境やチームワークが向上し、市民サービスの向上につながると考える。

職場内での情報の共有など、コミュニケーションの必要性、重要性を認識して、次代の変化に即応した研修制度の活用や、人材育成に取り組んでいる。

公共施設へのAEDの設置について



問 公共施設へのAEDの設置状況はどのようになっているのか、特に屋外体育施設への設置について考えを聞く。

答 市内全保育園、小中学校に設置をしているほか、運動施設、本庁舎、西庁舎など全体で三七器を設置しているが、東部運動場、高砂グラウンド、平田公園の三施設については設置されていない。東部と平田については屋外のため自動販売機に併設する形での設置も困難とのメーカーから指摘された。

近隣の設置場所が分かる地図を提示するなど、AEDが有効に活用されるよう対応していく。

宿毛市立小中学校再編調査特別委員会中間報告

今期定例会において、宿毛市立小中学校再編調査特別委員長より次のとおり中間報告がありました。



調査研究に取り組んできた。

先の項目中、宿毛小中学校の改築問題は本委員会としての中心課題であり、市民の関心も高いことから、以下、本件についてのこれまでの調査概要を報告する。

二、宿毛小中学校改築に関する調査概要について

教育委員会が決定し、前市長が在任時に了承したところである松田川小学校用地への宿毛中学校改築案は、一部の住民から激しい反発を受け、前回市長選挙において、大きな争点となった。

その結果として、現在地での耐震・改築を公約に掲げた沖本市長が当選を果たしたところであるが、本委員会として改めて宿毛小中学校の改築についての検証を行った結果、下記のような観点から更なる調査を進める必要があるとの認識で一致した。

(一) 松田川小学校用地での宿毛中学校改築案について

本案は、老朽化が著しく耐震化が困難と推定される宿毛小学校と児童数が減少している松田川小学校を統合のうえ、現宿毛小学校グラウンド内に新校舎を建設する。そして、宿毛中学校については、広いグラウンドが取れることや高台で津波被害を避けられること、また、市の所有地を使用するため、新たに用地を確保する必要がなく、迅速かつ安価に事業を執行できることなどから松田川小学校用地へ移転改築しようとする案であるが、調査の結果、次のような問題点があるとの認識で一致した。

ア、通学の安全性と利便性について

松田川小学校用地に関しては、特に保護者の間から、通学時の安全確保に対する懸念が根強くあったことは周知のとおりである。その他にも宿毛中学校に通学が想定される生徒の居住分布から考えた場合、果たして松田川小学校用地が適正な位置と言えるのかという疑問がある。

本来学校の所在地は、子どもたちの通学に最も利便性が高い場所にあるのが理想であり、宿毛中学校区の人口分布が西方面に移動している状況の中で、あえて東方面に改築を行うことが適切と言えるのか。

イ、将来的な統合への対応について

児童生徒数が将来にわたり減少していくことを想定すると、長期的には新たな学校再編が必要になることは容易に想像できる。そのため、新たに建設される学校は、今後の再編の受け皿として使用する施設となるべきである。

そのような状況から判断すると、新たな統合の受け皿となる学校の建て位置として松田川小学校用地が適切と言えるのか。

ウ、災害時の対応について

教育委員会において松田川小学校用地を選定した時期は平成二十二年五月であるが、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災は、その後の防災対策を根底から見直す契機になった。現在では新たに公共施設を建設する際に

は、防災機能を併せ持つことへの配慮が不可欠であることは今さら言うまでもない。

本市においては、現在、一次避難のための避難道整備に全力で取り組んでいるところではあるが、ほぼ全域にわたって津波に襲われることが想定されている市街地から西地区に及ぶ地域には、被災後の生活拠点として使える二次避難施設は現在のところ皆無であり、今後、新たに建設される学校については、そのような防災機能を併せ持つことが大きく期待されることである。

また、被災時に市庁舎が使用できなくなった場合の災害対策本部は運動公園に設置される計画であるが、市庁舎から運動公園へのアクセスが途絶した場合の防災拠点施設として新たな学校の活用を検討すべきではないか。

その他、老朽化が著しい学校給食センターも遠からず改築の必要性があると考えられるが、新たな学校に給食センターを併設すれば、避難時の炊事はもちろん、食材の備蓄機能を高めることにもつながり、被災時の安心感は格段に高まるのではないかと。

一、調査経過について

本委員会は、現在、宿毛市における最大の行政課題となっている小中学校再編について、(一)現在の学校再編計画の検証(二)宿毛小中学校改築案の検証(三)これまでの再編への取り組みについての検証を主な調査項目として設定し、執行部への質疑や現地視察を踏まえて、これまで8回にわたり

(二) 両校とも現在地で耐震・改築する案について

沖本市長が公約した両校とも現位置で耐震・改築する案について、特に中学校に関しては現用地が手狭なため、子どもたちに良好な教育環境を提供することは困難な面がある。これは松田川小学校用地への移転改築案の大きな理由として上げられたことであり、どのような配置を取るにしても、現在の限られた敷地内に二校を恒久的な形で併存させることは、教育現場に様々な制約を加える結果になる。特に、工事施工中は、グラウンド、体育館、プールなどの使用が制限され、子どもたちの教育環境は更に劣悪となることが予想される。

その他、先に触れたように、防災機能を併せ持つ施設として考えるならば、津波被害が想定される現在の位置に2校とも併存させることには疑問が残る。



(三) 今後考慮すべき点について

これまで、(一) 松田川小学校用地への宿毛中学校移転、(二) 両校とも現在地で耐震・改築という素案について検証をしてきたところであるが、先に報告したとおり、両案とも、いくつか問題点を抱えている。市長自身も本委員会における答弁の中で、当初の考えに固執するものではないとの発

言をしているところであり、先の2案以外の方向性についても検討の余地がある。その際に考慮すべきポイントとして次の点を上げておく。

ア、宿毛小学校耐震化の可能性について

宿毛小中学校の改築を検討する際に、これまでの議論を制約してきた要素として、施設の老朽化の問題があり、中でも宿毛小学校は早くから改築を絶対条件として議論が進められてきた経過がある。このことは、平成十九年の再編計画における教育審議会の答申では宿毛中学校を先行して改築するとされていたものが、実際の再編計画においては、宿毛小学校改築が先行することになった事実にも表れている。

現行の宿毛小学校校舎は老朽化が著しく、他の学校に比べて、耐震化が困難に見えることは事実だが、あくまでも印象論に過ぎず、耐震化の可能性や必要となる事業費について、きちんとした検証が行われた形跡は見られない。

今後、小筑紫中学校、片島中学校の耐震工事で用いられていることになっていくSRF

工法(包帯工法)は比較的安価に耐震化が可能であり、中国・四川省の大地震でも倒壊を免れた実績を持つているほか、愛媛県西条市のように、すべての小中学校を本工法により耐震化した事例もある。このような新たな方法により、宿毛小学校の安全性が担保されるのであれば、宿毛小中学校の建て位置に関する議論を柔軟に展開することも可能となる。

については、宿毛小学校の耐震化の可能性について、この際、専門家による正式な調査や試算を実施することが必要と考

イ、長期的な財政見通しの検証について

今後どのように学校再編を進めるにしても、大きな要素となるのはコストの問題である。宿毛小学校のように老朽化が著しい学校の場合は、耐震化せずに初めから改築する方がダブルコストを避けられるのは事実であり、宿毛中学校建設用地として松田川小学校用地を選定した主な理由の一つも市有地を活用することで、経費節減が図れることにある。しかしながら、コスト論議

に縛られるあまり、今後、数十年間にわたって使用する重要施設の建設に関する議論が制限されるとしたら、未来を担う子どもたちや市民にとって、かえって不利益をもたらすことが危惧される。

よって、今後計画されている主要な事業を想定した財政シミュレーションを踏まえて、一時的な耐震化や新たな用地購入が、将来の財政運営上、到底耐えられないほどの負担になるのか、それとも一定の財政規律を保った中で、事業執行することが可能なのかという点について改めて検討することが必要ではないか。



表彰

四国市議会議長会及び全国市議会議長会より、次の方々に対して表彰状が授与されました。

四国市議会議長会

〔一般表彰〕

★正副議長三年以上

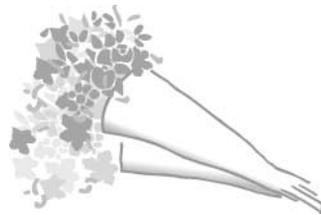
中平 富宏 議員

全国市議会議長会

〔一般表彰〕

★正副議長四年以上

寺田 公一 議員



● 議会を傍聴しませんか…

議会の傍聴は、どなたでもできます。

次の定例会は9月上旬の予定です。詳しくは、

議会事務局までお問い合わせください。(☎63-2907)

なお、委員会の傍聴をご希望の方は事前に議会事務局までお申し出下さい。



編集委員

★ 会議録の 閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

六月定例会の会議録は九月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所でご覧になれます。ご利用ください。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンテレビで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。

） 編集後記 ）

暑中お見舞い申し上げます。さて、六月定例会では七

名の議員が一般質問を行い、市民生活の基盤となる産業福祉、防災など様々なジャンルでの問題提起が行われました。

また、開会日には「宿毛市立小中学校再編調査特別委員会」の中間報告が行われましたが、出来るだけ早期に最終報告が提出できるように、今後とも鋭意調査研究に取り組んでまいります。本号から編集委員が交代しました。

これからも分かりやすい「議会だより」となりましよう、委員一同努めてまいりますので、ご愛読のほどよろしく願いたします。

編集委員

- 山 戸 寛
- 岡 崎 利 久
- 松 浦 英 夫
- 寺 田 公 一
- 宮 本 有 二